

# 石川県公報

令和2年11月24日  
第13360号(火曜日)  
毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告示		公安委員会	
○県道の区域の変更	(道路整備課) 1	○違法駐車車両に対する車輪止め装置取付け区間の指定の廃止	2
○県道の供用の開始	(同) 1		
○道路の占用を制限する区域の指定	(同) 2		
公告			
○土地改良法第3条に規定する資格を有する者が行う土地改良事業に係る換地処分公告	(農業基盤課) 2		

## 告示

### 石川県告示第392号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。  
なお、その関係図面は、令和2年11月24日から同年12月8日まで縦覧に供する。

令和2年11月24日

石川県知事 谷本正憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
倉谷土清水線	金沢市末町拾九字87番1地先から 金沢市末町拾九字82番1地先まで	旧	6.77~12.20 21.1	県央土木 総合事務所 維持管理課
		新	9.60~14.05 21.1	
荒木田原町線	加賀市曾字町ア111番1地先から 加賀市曾字町ア108番1地先まで	旧	8.30~11.61 46.3	大聖寺 土木事務所 維持管理課
		新	11.11~11.85 46.3	

### 石川県告示第393号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。  
なお、その関係図面は、令和2年11月24日から同年12月8日まで縦覧に供する。

令和2年11月24日

石川県知事 谷本正憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
倉谷土清水線	金沢市末町拾九字87番1地先から 金沢市末町拾九字82番1地先まで	令和2年11月24日	県央土木 総合事務所 維持管理課
荒木田原町線	加賀市曾字町ア111番1地先から 加賀市曾字町ア108番1地先まで	〃	大聖寺 土木事務所 維持管理課

## 石川県告示第394号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。  
なお、その関係図面は、令和2年11月24日から同年12月8日まで縦覧に供する。

令和2年11月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
県道	倉谷土清水線	金沢市末町拾九字87番1地先から 金沢市末町拾九字82番1地先まで	県央土木総合事務所維持管理課

## 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

## 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

## 4 占用の制限の開始の期日

令和2年11月24日

## 公 告

土地改良法第3条に規定する資格を有する者が行う土地改良事業に係る換地処分公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第3項の規定により、次のとおり換地処分を行った旨の届出があった。

令和2年11月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

換地処分を行った者の名称	地区（工区）名	換地処分年月日
室地区ほ場整備組合	室地区	令和2年11月10日

## 公 安 委 員 会

## 石川県公安委員会告示第106号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の2の規定に基づく違法駐車車両に対する車輪止め装置取付け区間の指定（平成6年石川県公安委員会告示第33号）は、令和2年11月12日限り廃止した。

令和2年11月24日

石川 県 公 安 委 員 会